

下総第1141号  
平成30年10月4日

下関市監査委員 小野雅弘様  
同 大賀一慶様  
同 木本暢一様  
同 山下隆夫様

下関市長 前田晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

平成30年7月5日付け監査報告第15号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善等を要する事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

## 定期監査の結果に基づき講じた改善措置

〔旧市民文化課〕

### 【改善等を要する事項】

- (1) 下関市民センターの空調の利用に係る実費弁償金を現金により直接収納する事務（金銭登録機を用いたもの）において、レシートの控えが一部欠損しているものがあった。レシートの控えは、領収書の交付の記録であり、これを欠くことは、領収書が適切に交付されたことに疑義が生じるものであるため、適切に保管されたい。

### 【改善措置状況】

今回指摘のあった事項は、金銭登録機の不具合により、レシートの控えがシワになり、かつ、印字が読み取れない部分があったため、その部分を切り取り、破棄してしまったものです。

今回の指摘を受け、レシートの控えが汚損することのないよう、金銭登録機の定期的な点検を行っています。また、仮に今回のような事態が生じたとしても、レシートの控えの切り取り、破棄を行わずに保管するよう担当職員を指導するとともに、金銭登録機の取扱注意事項として「破棄厳禁」と表示し、周知徹底しています。